

# 令和5年版 青森県環境白書（概要版）



—表紙の写真—

## 岩木山神社（弘前市）

岩木山を御神体としている岩木山神社は、1200有余年前、その山頂に社殿が創建されたことを起源とし、津軽の開拓の神や農海産物の守護神、祖霊の鎮まるところとして崇められてきました。岩木山は、伏流水による水資源をはじめ、農作物や温泉といった様々な自然の恵みをもたらし、古くから、人々と自然環境との共生の場として、「お岩木さま」「お山」の愛称で親しまれてきました。

令和5年版環境白書は、「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、令和4年度における本県の環境の状況及び環境施策の概要について取りまとめています。

令和4年度における本県の水環境、大気環境については、一部環境基準を達成していない項目があるものの、おおむね良好な状態で推移しています。

また、温室効果ガス排出量など、目標の達成に向けて順調に推移している一方で、1人1日当たりごみの排出量など、目標達成に向けて更なる取組が必要なものもあります。

## 目 次

<b>1 本県の環境の状況</b>	
(1) 水環境	1
(2) 一般廃棄物の排出量等	2
(3) 産業廃棄物の不法投棄等	3
(4) 温室効果ガスの排出量	4
(5) 大気環境	5
<b>2 令和4年度のトピックス</b>	
(1) 「青森県地球温暖化対策推進計画」の改定	6
(2) 「地球にやさしい青森県行動プラン」の改定	7
(3) 「環境活動ネットワーク交流会2022」の開催	7
(4) 「資源をきれいにまわそうキャンペーン」の実施	8
(5) 「やってみよう、てまえどり！キャンペーン」の実施	8
(6) 県境不法投棄現場の浸出水処理施設を撤去	9
(7) 小学校の校外学習及び企業の環境保全研修プログラムを開発	10
(8) 大型獣捕獲講習会の開催	10

「令和5年版環境白書」の本編は下記のホームページに掲載しています。  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/R5kankyohakusho.html>

# 1 本県の環境の状況

## (1) 水環境

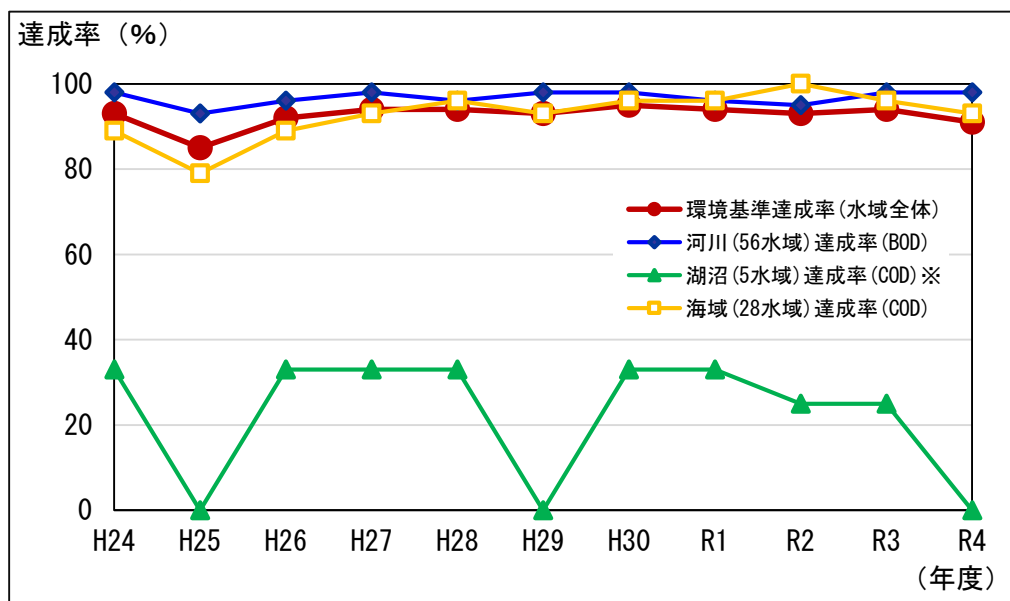
＜公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質の調査結果＞

- カドミウム、鉛など人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、46河川、7湖沼、3海域において調査を実施し、ほう素、砒素、鉛を除き全地点で達成しました。

【非達成となった主な要因】

- ・ ほう素（むつ市田名部川）…感潮域であるため海水の流入によるもの
  - ・ 砒素（むつ市正津川）…砒素を含む温泉の湧出に由来する自然的要因
  - ・ 鉛（西目屋村津軽ダム貯水池）…R4.8月の大雨により流入した大量の濁水中の土粒子に含まれる自然由来のもの
- 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）のうち、有機性汚濁の代表的指標であるBOD・CODについては、環境基準の水域類型指定が行われている89水域中81水域で環境基準を達成しており、達成率は91%（河川98%、湖沼0%、海域93%）でした。

図1 生活環境項目（BOD・COD）に係る環境基準達成状況の推移



※令和元年度までは3水域、令和3年度までは4水域における達成率

(白書本編P33「15 公共用水域の水質等の現況」参照)

## (2) 一般廃棄物の排出量等

〈令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果〉

- ごみ総排出量は約45万6千tで、前年度比で0.5%減少しました。
- 県民1人1日当たりのごみ排出量は、1,002g（目標値940g）となりました。内訳は、生活系ごみ690g、事業系ごみ312gとなっています。
- リサイクル率（市町村回収分）は、前年度と比較して0.2ポイント上昇し、14.2%（目標値17.0%）となりました。

- 1人1日当たりのごみ排出量は、生活系ごみはほぼ横ばいだったものの、事業系ごみは新型コロナウイルスの影響により落ち込んでいた事業活動が回復したことなどにより、昨年度より増加しました。
- 県の令和7年度の目標値である940gまであと62gとなっています。うち生活系ごみは目標値（640g）まであと50g、事業系ごみは目標値（300g）まであと12gです。
- 民間事業者による資源回収が進んでおり、県が独自に調査した民間回収分を含めたリサイクル率は29.4%となっています。

図2 ごみの総排出量と1人1日当たりのごみ排出量

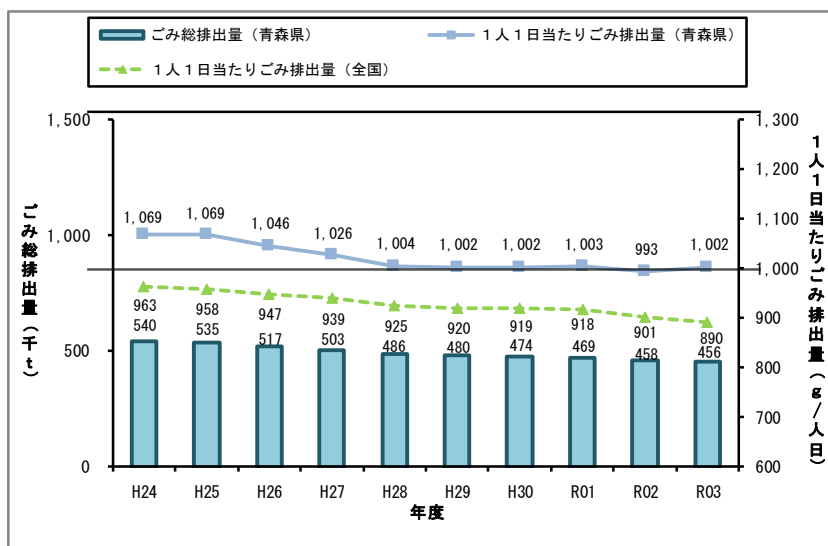
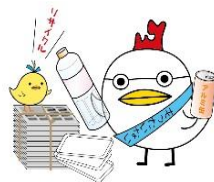
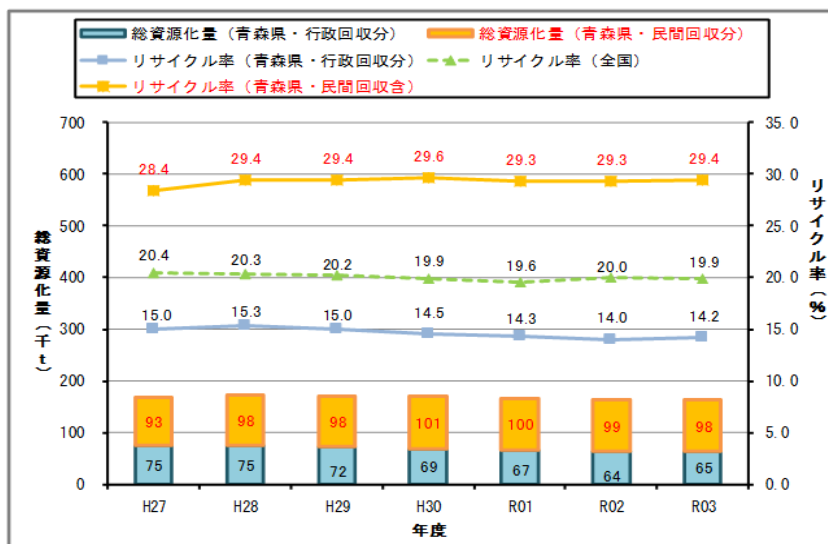


図3 資源化量とリサイクル率



（白書本編P69「2 一般廃棄物（ごみ）の処理状況」参照）



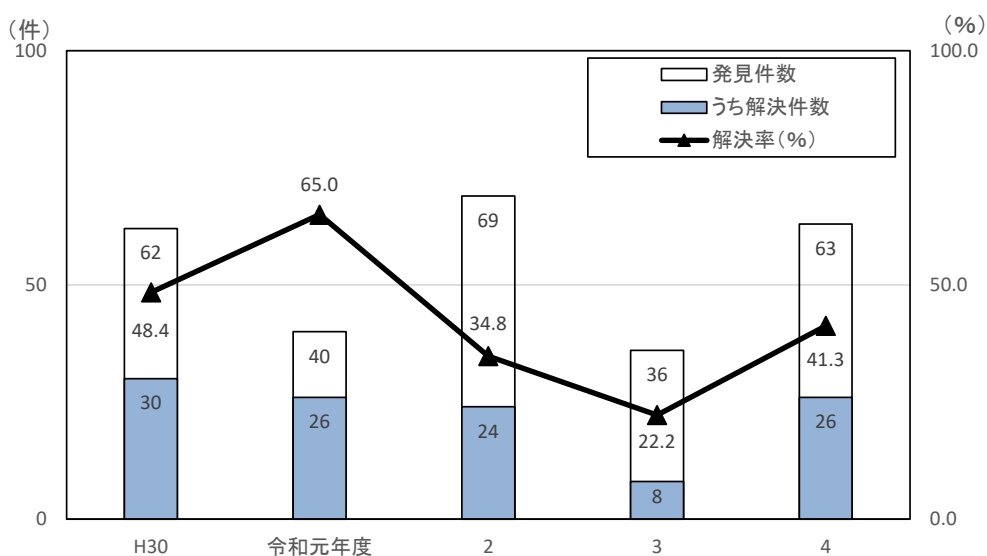
### (3) 産業廃棄物の不法投棄等

#### <産業廃棄物の不法投棄等発見件数>

- 令和4年度の産業廃棄物の不法投棄等新規発見件数は63件で、前年度から27件増加しました。
- このうち年度内に解決した件数は26件で、解決率は41.3%となっています。

〔 解決率：新たに発見された不法投棄等のうち、同一年度内に改善された件数の割合。 〕

図4 産業廃棄物の不法投棄等新規発見件数及びその解決件数



県では、平日の巡回監視に加え、休日・早朝・夜間のパトロールを行っているほか、平成28年度からドローンを活用し、監視活動の強化を図っています。



ドローン



ドローンによる監視活動

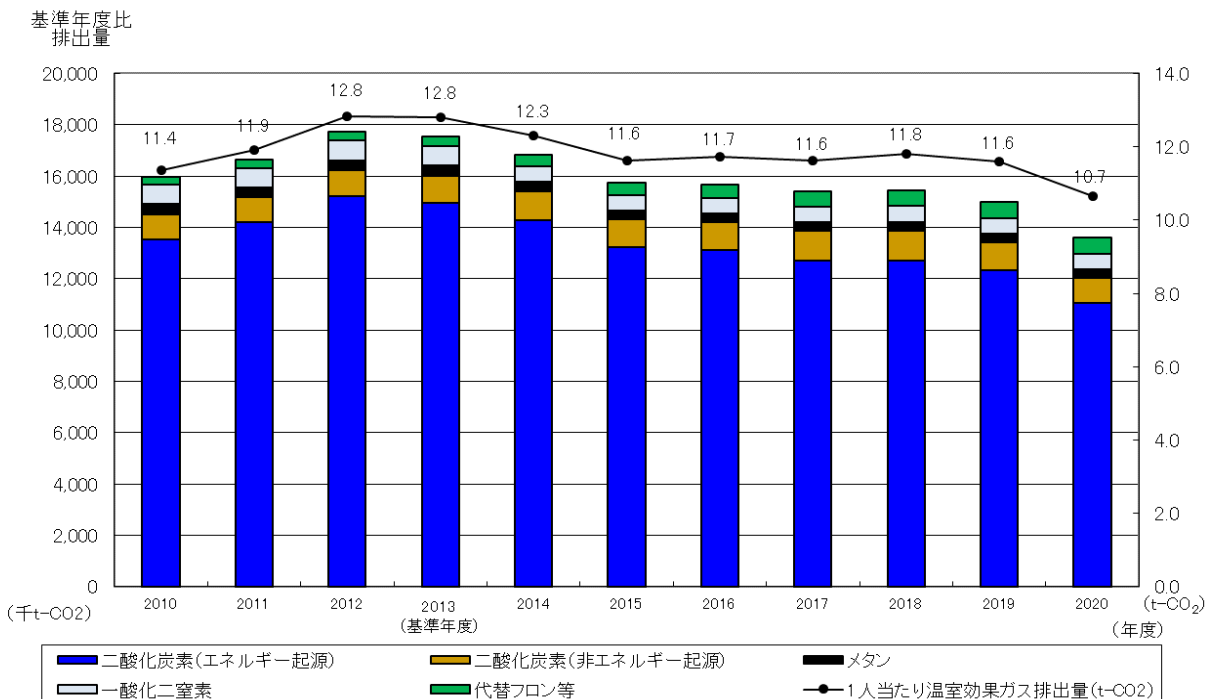
(白書本編P77～78「10 不法投棄等防止対策」参照)

## (4) 温室効果ガスの排出量

<2020年度（令和2年度）における本県の温室効果ガス排出量>

- 基準年度(2013年度)との比較で22.5%減少し、13,606千t-CO<sub>2</sub>となりました。（前年度との比較では、9.3%の減少となりました。）
- 県民1人当たりの温室効果ガス排出量は、10.7 t-CO<sub>2</sub>/人で、全国の9.1 t-CO<sub>2</sub>/人の1.18倍となっています。

図5 青森県の温室効果ガス排出量の推移



- 温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素排出量は12,010千t-CO<sub>2</sub>で、基準年度(2013)と比較すると、業務その他部門が36.4%、運輸部門が24.2%、家庭部門が25.2%、産業部門が22.6%それぞれ減少しています。
- 要因としては、製造業のエネルギー効率の向上による電力消費量の減少、省エネ型電化製品及び建築物の普及による電力消費量の減少、乗用車の燃費向上等が考えられます。

青森県地球温暖化対策推進計画（計画期間：2023年度～2030年度）  
○温室効果ガス削減目標

**2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で51.1%削減**

（白書本編P82～83「1 地球温暖化の現況」参照）

## (5) 大気環境

### <常時監視測定局での大気汚染状況の調査結果>

- 本県では、常時監視測定局19局（県測定局9局、青森市測定局5局、八戸市測定局5局）で自動測定機により大気汚染状況を監視しています。
- 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質については、全地点で環境基準を達成しました。
- 光化学オキシダントについては、例年、全国的に達成率が0%に近く、本県においても環境基準非達成でした。

#### ・光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線を受け化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化性物質の総称。

この光化学オキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがあります。

なお、令和3年度の全国の光化学オキシダントの測定局数は、1,180局（一般局：1,148局、自排局：32局）で、このうち、環境基準達成局は、一般局で2局（0.2%）、自排局で0局（0%）でした。

#### 【非達成となった主な要因】

- 主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられていますが、最近の研究報告では、アジア大陸からの越境汚染の影響も考えられています。



常時監視測定局の外観



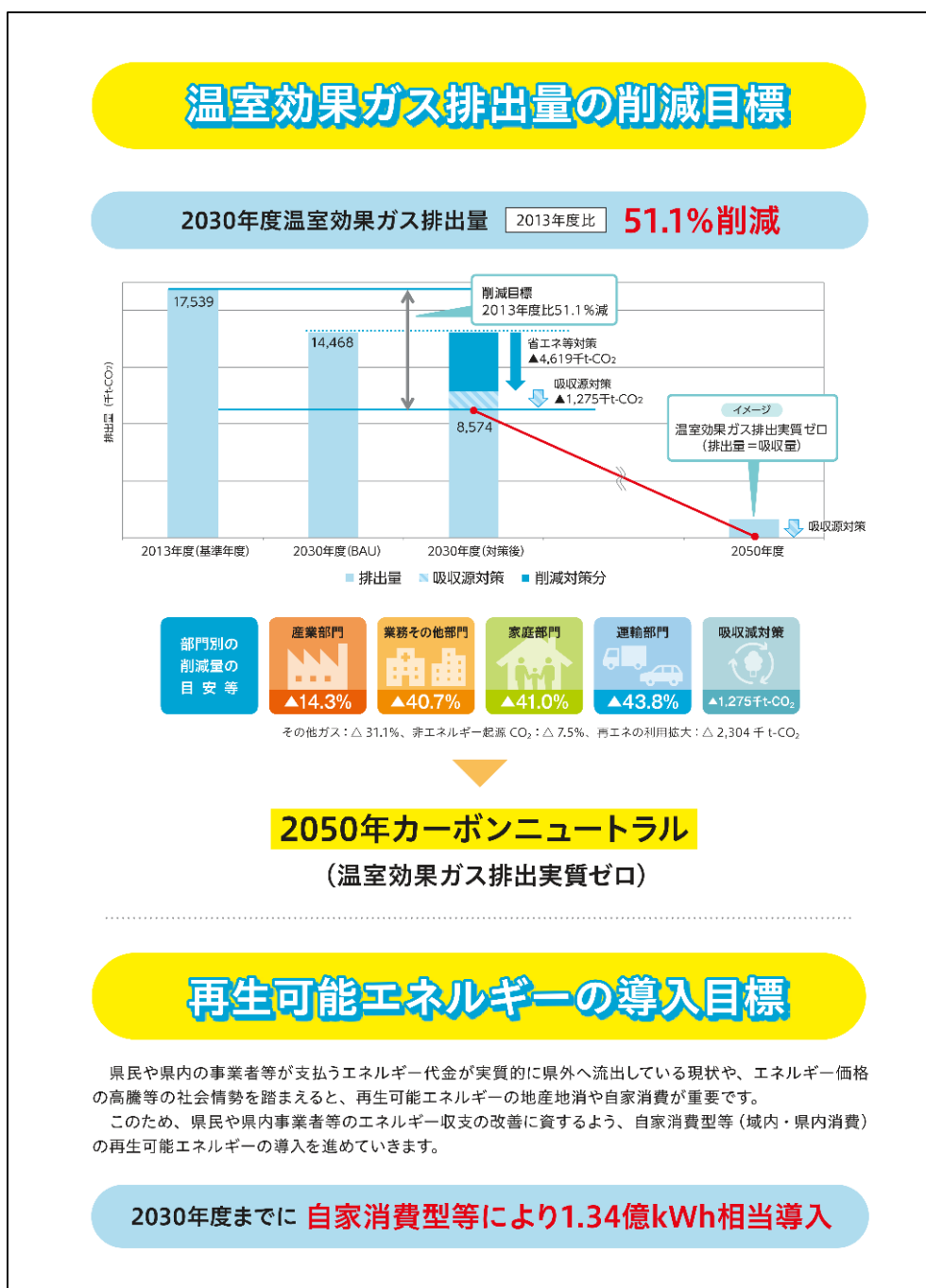
常時監視測定局内の大気汚染自動測定機

（白書本編P90「3 汚染物質別大気汚染の現況」参照）

## 2 令和4年度のトピックス

### (1) 「青森県地球温暖化対策推進計画」の改定

脱炭素社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、令和5年3月に改定しました。



青森県地球温暖化対策推進計画（概要版）」から抜粋

（白書本編P1「序章 トピックス」参照）

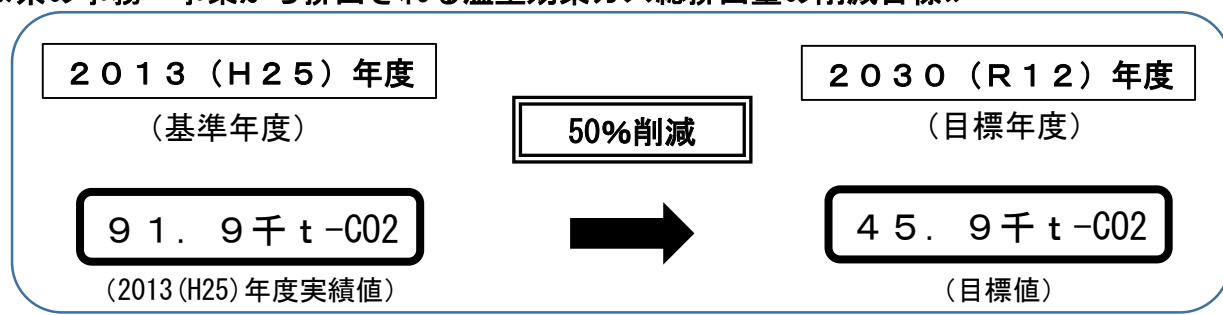


## (2) 「地球にやさしい青森県行動プラン」の改定

県では、自らの事務・事業から生じる環境負荷の低減を図るため、平成12年9月に「地球にやさしい青森県行動プラン」を策定し、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量・リサイクルに取り組んでいます。

本プランは、5年毎に見直ししていますが、国の地球温暖化対策推進計画の改定による温室効果ガス排出量削減目標の引き上げや、2050年までに脱炭素社会実現をめざす「あおり脱炭素チャレンジ宣言」等の動きを踏まえ、第5期プランを2年前倒しで見直し、令和5年3月に第6期プランを策定しています。

≪県の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量の削減目標≫



(白書本編P2「トピックス」及びP19「2地球にやさしい青森県行動プラン」参照)

## (3) 「環境活動ネットワーク交流会2022」の開催

地域における環境保全活動や環境教育を拡充していくため、青森大学・弘前大学・八戸工業大学を拠点として、SDGsの考え方や将来の脱炭素社会の視点を有する若手環境人財の育成を推進しています。

令和4年8月、各大学における取組や環境関連情報を共有し、環境団体や事業者、県民のみなさんと一緒に、地域の環境保全活動や環境教育の活性化について話し合う交流会を開催しました。交流会では、学生や企業、NPO法人など多様な参加者が、活発な意見交換や発表を行い、環境保全についての知識を深めるとともに、取組を広めていく方法について検討しました。



(白書本編P2「トピックス」及びP149「第7章 令和4年度における第6次青森県環境計画の取組状況等の点検・評価結果参照)

## (4) 「資源をきれいにまわそうキャンペーン」の実施

リサイクル資源は「ごみ」ではなく「原料」であることについて、県民及び事業者の意識の転換を促し、適正分別等の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を強力に推進するため、啓発ポスターの作成・掲示や、9月～10月には、事業者や市町村と連携した啓発イベントを県内3カ所のショッピングセンターで実施しました。また、県内全小学校の協力のもと、小学生が3Rを学んで実践する「小学生3Rチャレンジ」を実施し、優秀校20校を表彰しました。

この他、事業者向けの3R啓発ガイドブックの配布等を行いました。

使うのは、ほんの一瞬



3R（スリーアール）の一例を紹介。どれも、ちょっとした大切な行動です。



未来は、一コマの行動の先にあり。だから、変えられ。 (Small text at the bottom: 環境省「資源循環推進戦略」に基づく「資源循環推進計画」の推進策として、資源循環推進委員会が策定した「3R推進計画」の一環として実施されています。)



(白書本編P3「トピックス」及びP68「1 廃棄物処理」参照)

## (5) 「やってみよう、てまえどり！キャンペーン」の実施

「てまえどり」とは、食品小売店での期限切れにより廃棄される食品を削減するため、買ってすぐ食べるなど、陳列棚の手前に置かれた消費・賞味期限等の近い商品を積極的に購入しようとする取り組みです。

本県では令和3年度から、県内スーパーの御協力を得て、応募シールを送ると県産品が当たる「やってみよう、てまえどり！キャンペーン」を実施しています。

令和4年度は、参加店舗を拡大し、県内111店舗で10月に実施しました。(令和3年度は53店舗)

(白書本編P3「トピックス」及びP68「1 廃棄物処理」参照)





## (6) 県境不法投棄現場の浸出水処理施設を撤去

田子町と岩手県二戸市との県境における県境不法投棄事案は、平成11年11月に青森・岩手県警察合同での強制捜査により発覚しました。

27ha（青森県側 11ha、岩手県側 16ha）もの広大な土地に、堆肥様物や焼却灰などが不法投棄され、廃棄物の撤去量は青森県側だけで約115万トンにのぼりました。

廃棄物の全量撤去は平成25年12月に完了し、その後は不法投棄現場内の汚染地下水の浄化を進めています。

現場からの浸出水（汚染地下水）を処理する浸出水処理施設は、その水質が周辺環境に影響を与えることのない水準にまで改善したことから、令和4年6月に稼働を停止し、令和5年3月に撤去工事を完了しました。

県境不法投棄現場（R4. 9撮影）



## (7) 小学校の校外学習及び企業の環境保全研修プログラムを開発

白神山地を「学びの森」と位置づけ、小学校や企業を誘致するため、それぞれに適したプログラムを開発しました。

【小学校向け校外学習プログラム】  
子どもたちが白神山地の自然と文化に触れることで、自然や人間との関わりを深く学ぶことができます。



【企業向け環境保全研修プログラム】  
白神山地の自然・暮らしと地球温暖化による気象の変化が影響した様々な課題を学びます。



(白書本編P132「政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり  
施策6 世界自然遺産白神山地の保全と活用」参照)

## (8) 大型獣捕獲講習会の開催

農林業被害の拡大防止や生態系の保全に向けて、ニホンジカやイノシシ等の大型獣の捕獲に必要な技術の向上を図るとともに、捕獲した個体の適切な解体処理技術を習得する講習会を開催しました。

【狩猟技能講習】  
大型獣の捕獲に必要な狩猟技能を習得するための射撃実習を行いました。



【狩猟体験・解体技能講習】  
大型獣の捕獲に用いられる「巻き狩り猟」から捕獲個体の解体処理までを実践的に学びました。



(白書本編P131「政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり  
施策5 野生動植物の保護・管理」参照)